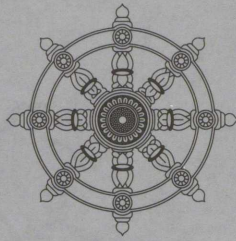


1961年1月16日第3種郵便物認可 1996年9月1日 第421号 (毎月1回1日発行1部50円)

(加盟団体関係者の購読料については、
負担金に含まれている。)



全 仏

仏暦2539年9月
(1996年)

NO. 421



同宗連第11回部落解放基礎講座 (関連記事6～7頁)

財団 法人 全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

対談 宗教と政治

白幡 憲 佑
亀井 静 香

(全日本仏教会 理事長)
(自由民主党 組織広報本部長)



白幡 お忙しいところを、ありがとうございます。本日は「宗教と政治」というテーマで、いろいろお話しただきたいと思っています。
亀井 現代はイデオロギーではなく、宗教を背景にした紛争が、世界の各地で起こっています。宗教はイデオロギー以上に、複雑な対立の構図を生み出します。そういう意味では、大変な時代です。

白幡 我が国の場合、宗教と政治の関係について、政府がもっと明確な姿勢を示した方がいいと考えています。宗教団体が、政治に関わる限界をはっきりさせる、という意味ですね。

亀井 私もそう思います。政治は現実の利害調整という色彩が強い。これはある程度、合理的に譲ったり譲られたり出来ます。一方、宗教は、程度の差はありますが、自分の信じているものが、絶対です。そこで、一つの絶対的な価値観を持った立場で、現実の利害調整をやりだすと、他の立場の人たちと、もろ

に対立関係が生じてしまいます。宗教家の皆さんは、心の救済、人間の幸福を考え、間接的な立場で、そうした場に加わる形がいいのではないか。そこを超えて、ダイレクトに一つの価値観を持って政治権力へ入って行くとなると、問題です。

白幡 ヨーロッパの中近世以前のような、政教一致のやり方は、今日の民主主義社会では受け入れられません。政治は、妥協の産物という面もあります。宗教家は、政治の世界からみると、何を雲の上のようなことを言っているんだ、というような感覚があってもよいと思います。

亀井 宗教は、相対の世界では成り立たない。各宗教はそれぞれの価値観を基に、間接的に政治にコミットしてもらおう、ということでしょう。これは、宗教団体が、選挙の応援をしてはならないとか、政治活動をしてはならない、などと言っているわけではありません。自分たちの要請を政治の場に反映させるために、政治家を支援するということと、政治・政党を支配することは、別であって「支配はいけない」と言っているわけです。その辺を内閣法制局あたりが、もっとはつきり言ってほしいと思います。

白幡 宗教団体が、もし布教活動の一環として、選挙で候補者を応援するというならば、

自分たちが信じている宗教の教義と、その政党・候補者の政治的姿勢が、どこでどう合致するのか、明らかにしなければならぬと思います。それをしなければ、単なる政治活動でしょう。イデオロギー対立が無くなった中で、特定の政党・候補者と、信じている宗教のどこが合致するかは、重要です。何でもいから「あの人に投票しろ」では、政治活動そのものです。

亀井 宗教家なら、自分たちの理想を実現してくれる政治家なり政党をワン・オブ・ゼムという形で支援する、というのが自然です。ある特定政党に属していれば「どんな人であろうと応援せよ」では、おかしい。

白幡 宗教団体が、どこまで政治活動に関わるべきか、観念ではなく、行動面の限界を明文化すべきだと思います。宗教団体にも、もちろん政治に対する発言権はある。しかしそこには自ずと、限界があります。

亀井 私たち自民党の考えも同じです。宗教団体としては、権力を握ることを目指すのだけは、おやめいただきたい。それは法的にもきちんとした方がいいと考えています。今、与党三党で協議していますが、秋の臨時国会へ向けて、充分時間をかけ、宗教界・言論界の意見を聞いて、宗教活動の自由を制約することがないよう、慎重に進めたいと思います。

白幡 仏教界としても、宗教と政治の関係について、見解を明らかにしたい、と考えています。

亀井 ぜひお願いします。私は、宗教界が新しい息吹きを持ってもらわないと、日本に未来はない、と思います。伝統ある宗教が、布教活動というか、人の心を救済する活動をもっともやっていたいだかないと、またオウム事件みたいなものが起こります。宗教団体の中には、宗教学者を売ったり、仏教の名を語って霊視商法を行っているところもあります。そうした場合、警察とか国家権力が出る前に、宗教界として自浄作用するような機能を強化していただきたい。

白幡 宗教界全体としての自浄能力が、充分に発揮されていないのは、確かでしょう。

亀井 最近の若者は、科学よりも内面世界への興味、関心が強くなっています。それをうまく昇華させていくような仕組みが、今の世の中にはない。親も学校も教えません。

白幡 私は今の教育にも、問題が多いと思います。特に教員の養成をきちんとやっていただきたい。

亀井 仏教系の中学・高校など宗門学校がたくさんあるわけですから、もっと特長ある教育をやったらどうでしょう。キリスト教系の学校は、ずいぶん思い切った宗教教育をや

っていますよ。

白幡 全日本仏教会はこれまで、選挙に当たって、公明党、共産党以外の候補者については、加盟団体の申請に基づき、推薦してきました。しかし、次の選挙では、政界の現状をよくみきわめて、慎重に検討したいと思っています。

亀井 宗教界が、日本社会全体に与える影響力は非常に大きい。政治に対しても、間接的に良い影響を与えるよう、ぜひお願いしたいと思います。

白幡 最後に、昨年の税制改正で、収益事業を行っていないお寺でも、五千万円以上の年収があると、毎年、収支計算書を税務署へ提出することが義務づけられるようになったと聞きます。これは非常に大きな問題です。所轄庁へ提出することすら、税務署となれば、法的根拠も曖昧です。行政の宗教活動に対する露骨な介入といわれても、仕方ないですね。

亀井 これは昨年、与党三党協議で決まったのですが、確かに問題があります。そこで、本年度の税制調査会で、責任を持って検討し直すことを、ここにお約束いたします。

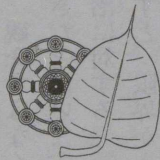
白幡 いろいろ、貴重なご意見をありがとうございました。

(文責 社会部)



子供たちと一緒にの西村師

こんにちはNGO



ぴっばら奨学金

東京事務局長 西村徳城師(35)
(〒135東京都江東区白河2-7-10)

シリーズ最終回は、東京とバンコクに拠点
を置く**ぴっばら奨学金**です。東京事務局長の
西村徳城さんは、今年三月まで本会事務総局
社会部におられ、『全仏』の取材と編集に関
わってこられました。その仕事と並行してご
自身も熱心にNGOに取り組んでこられまし
た。「地球市民」という視点を大切にされる
西村師にお話しをうかがいました。

—この活動をはじめられたきっかけは。

西村 一九九〇年に初めての海外旅行でタイ
へ行ったのです。普通の観光旅行でしたが、
活気あふれるバンコクの街のそこかしこに
「日本の原風景」のようなものを感じ、また
出会ったタイの人々に魅力を感じました。旅
の醍醐味は、その地に生きる人々との出会い、
ふれあいではないかと思えます。

その後いろいろ勉強し、首都バンコクが急
速に発展をとげる反面、国内格差が拡がり、
地方の農村では学校に行かれない子供が多く
いることも知りました。それじゃあ、同じ仏
教徒として、大乘の坊さんとしてそういう子
供たちと共に生きる道はないか、と考えたの
が出発点なんです。

—そののちの経過をお聞かせください。

西村 (財)日本フォースタープラン協会という
大きなNGOがありますが、帰国後半年くら

いして、これに参加してタイ東北地方の男
子と女の子の「里親」になりました。

ちょうどその頃タイから東大に留学してい
たタワチャイ氏(現在はバンコクでぴっばら
奨学金の活動をサポートしている)と知り合
い、翌九一年の八月に、彼と二人で「里子」
に会いに行っただです。バンコクからバスで
七時間、さらに車を乗り継いで、途中からは
未舗装路を二時間。コーンケン県のノー
ン村とサムパン村。どちらの村も典型的
な東北タイの農村です。どの家も年収が五万
円前後で、男も女もバンコクへ出稼ぎに出
ており、村の小学校を訪問してみると、都会の
子に比べ明らかに体格が劣る。欠席児童が多
い。卒業しても中学へ進める子は半分くらい。
教科書も足りない。図書室はあっても本がな
い。給食は週に三日、それも育ち盛りの子に
は足りない量です。

でも、そこで出会った村の人たちは、純朴
で正直な、生きることにはひたむきな人たちで
す。村の小学校の先生は、設備や教材が何も
ない中で、子供たちをしっかりとリードして、
教える育んでいます。

この日以来、私たちはこの先生たちと密接
に連絡を取り合い、年に一度は訪問して膝を
つきあわせ、夜がふけるまで語り合いながら、
村の学校の状況に即した活動を続けています。

仏暦2538(1995)年の活動状況

サターバン・ラーチャパット・マハサラカム大学
 教員志望の学生8名に奨学金支給(年額2万~4万円)
 ウボンラット・ピットヤーコム中・高等学校
 中学生18名に奨学金支給(年額8千~1万2千円)
 ブウェイノスックサー中・高等学校
 図書、参考書を4万円分寄贈
 バーン・ノンウェンヤーオ小・中学校
 通学用自転車5台(2万6千円)を寄贈
 バーン・ノントーン小学校
 学校農園(給食用)用具2万6千分を寄贈
 バーン・スパチャイ小学校
 養鶏事業の費用を負担(2万6千円)
 バーン・サムパン=ターントワン小学校
 通学用自転車8台(4万8千円)を寄贈
 ニュースレター『ぴっばら通信』を発行
 スタディツアーを7月に実施

私は、村は貧しいとは思っていません。たしかに金銭や経済的な価値観で見れば貧しいでも人間の豊かさや幸せはそれだけで決まるものではないでしょう。しかし、残念ながら、社会や経済が発展してくると、そのしわ寄せが一番弱い者の所へ来るんです。これからは村の子供たちにも、社会を見る目と知識が必要になります。それには学校へ行かないと駄目なんです。そう思っぴっばら奨学金は教育面の支援活動に力を入れているのです。

―活動の中で特に気をつけていることはありますか。

西村 こんな話をご存じですか。以前ある発展途上国で洪水が起きたとき、日本のお母さ

んたちが粉ミルクを大量に買って送ったんです。ところが日本語の説明書きなんか読めませんし、外国から送られた貴重な粉ミルクですから、汚染された水にほんの少量の粉ミルクを溶いて赤ん坊に飲ませた。その結果、死ななくてもいい赤ちゃんまでが、バタバタ死んでいったんです。「援助」というのはこのような危険性をもっています。

また、私たちが活動しているような小さな村の小さな学校に、何百万円という大金を一度に投入したら、村の社会が壊れてしまいます。ですからぴっばら奨学金は、一つの小学校の資器材整備事業の年間予算を二万六千円に抑えています。これは若手の先生の月給とほぼ同額、つまり現場の先生が背伸びせずに使いこなせる金額なんです。もちろんこの金額では即時的な効果は期待できません。それに金額が足りない分、先生たちにも工夫・努力していただかなければなりません。この工夫・努力は生徒たちへの愛情となって、必ず子供たちに伝わります。

また、私たちが村の学校を訪問することで、村人の目が学校へ向けられます。教育に対する関心が高まります。教育というのは二年や三年で結果が得られるものではありません。いま、奨学金をもらっている子がやがて大人になり、その子供が学校へ行く頃になってよ

うやく答が出てくるのだらうと思っています。

―最後に読者の皆さんへ。

西村 時々「ご苦労ですね、さぞ大変でしょう」といわれて返事に困るんですが、実は私たちはあまり使命感に燃えていないし、大変だとも思っていないんです。自分たちの能力や体力や時間を持ちよって、楽しみながら一杯やってみるんです。

それから、世界のNGO活動は「与える援助」から「共に考え、共に生きるNGO」へと成長してきました。仏教者は国籍とか民族とかいうことにあまりとらわれなくてもいいんじゃないですか。地球生まれの地球育ち同じ時代を生きる者どうし、みんなが一緒に幸せになることが「地球市民」の視点です。

ただし、ぴっばら奨学金も社会的存在としての責任があります。タイの学校の先生や学生たちへの責任、日本の会員や協力者の方々への責任です。どんな立派なプロジェクトがあっても、それを執行するスタッフがいないければ何もできません。この人材を育てることがこれがこれからの課題です。

法人賛助会員 年会費 一〇三〇〇〇〇円
 個人会員 月会費 一〇一〇〇〇円
 郵便振替 〇〇一八〇〇―一七五二九八八
 ぴっばら奨学金

『同和問題』についてむす宗教教団連帯会議 第十一回部落解放基礎講座

『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議（同宗連）主催による、第十一回部落解放基礎講座が開催された。本年は、九州（七月十一日、佐賀・武雄簡易保険保養センター）、関東（七月二十四～二十五日、群馬・磯部簡易保険保養センター）、関西（八月五～六日、京都・妙心寺花園会館）の三会場で、それぞれ一泊二日の日程で研修会が行われた。本会事務局からは四名が群馬、京都の研修会に参加した。以下、群馬での研修会の内容を紹介させていただく。（社会部・壽山）

群馬・磯部での研修会は、各地から約百二十名が参加して行われた。十二時半より開講式が行われ、続いて一時から、立正佼正会の緒方一雅氏より「部落差別問題とは何か」というテーマで講義が行われた。

緒方氏はまず、部落差別問題の本質的な意味について、昭和四十年八月に同和对策審議会によって出された答申の内容を資料として講義を行った。続いて被差別部落の歴史について、中世末期から封建社会が確立されてくる過程で顕著になった身分制度が固定化されていく様子や、人々のさまざまな差別に対する抵抗運動の歴史などの事例を折り込みながら説明した。

そして明治維新とそれに伴って明治四年に施行された「賤称廃止令」（いわゆる解放令）の施行、翌、明治五年に施行された戸籍法による「壬申戸籍」の成立が、一面、江戸時代からの差別の温存につながった点を指摘した。また大正十一年に結成された全国水平社の意義と戦後の解放運動の今日までのながれ、昭和三十五年の同和对策審議会の設置から来年三月末日で期限切れを迎える「地域改善対策事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」の持つ重要性など、行政の問題についても言及した。

そして部落差別の現状については、私たちに身近な実例をいくつか挙げながら、結婚差

別や就職差別がより陰湿な形で今も行われ、多くの苦しみを受けている人々がいること、そしてこれらのいわれなき差別に対し、我々宗教者が毅然とした態度を以て解消のために努力すべきことを強調した。

緒方氏は多くの資料を駆使しながら、初めて部落差別問題を学ぶ多くの参加者にも十分理解できるように解説し、参加者も熱心に聞き入っていた。

続いて浄土真宗本願寺派の小笠原正仁氏より「宗教と部落差別問題」という題で講義が行われた。

小笠原氏は、今日も依然として続いている厳しい部落差別を支える意識として「排除による秩序」という視点を示した。

さまざまな差別の存在する社会のあり方は、実はその社会を構成している我々一人一人の心の奥そこにある他者に対する「排除」の意識と密接に結びついている。私たちがこの意識を改めない限り、差別はいつまでも続いていく。この視点をいくつかの事例を挙げながら解説した。

続いて宗教教団が部落差別問題に取り組むことになった経過を述べ、宗教者が自らの信仰と正面から向き合って、純粹に信仰や教義を詰めて行く過程の大切さを説いた。そしてそこから生まれてくる視点に基づいて宗教者



小笠原正仁氏（浄土真宗本願寺派）

自らが主体性を持って差別解消に積極的に取り組んでいく必要性を強調した。

また宗教者、宗教教団と部落差別問題に関しては、歴史的な視点からの一向一揆と部落の起源、各教団によって現在取り組まれている差別戒名・法名と墓石の問題などを、わかりやすく例を挙げながら説明した。

そして宗教者と宗教教団の社会的責任に関連して、昭和五十六年に結成された「同宗連」の意義と、その基本理念である「同宗連宣言」における、宗教者としての同和問題に対する責務について説明した。

最後に小笠原氏は、自らと向き合い、自ら

の信仰を確立していくこととは、また自らの責任を引き受けていくことであり、宗教者が差別の問題を通して自分の信仰と真剣に向き合うことで、信仰のより一層の深まりがもたらされることを強調して講義を終えた。

休憩の後は、九つの分科会に分かれて討議が行われた。各分科会では、参加者から同和問題全般にわたる質問や意見が出され、皆で検討しあいながらより理解を深めていく研修が進められた。各自が自分の身近な差別の実例を挙げながら、お互いに差別の厳しい実態を知り、その解消のために、今、何をすべきなのか活発に意見が交換された。

この討議の過程で、参加者それぞれが信仰する宗教の壁がいつの間にかとり払われて、各自がより広い視野で自分の信仰を捉え直すことが出来たようである。また参加者同士の自然な心の交流も行うことが出来た。

夕食後、部落解放同盟群馬県連合会との交流懇談会が広間にて行われた。ここでは、解放同盟の方々から群馬県内の様々な差別の実態が報告され、それに対する差別解消の取り組みの様子が具体的に報告された。

また、宗教と宗教者こそが差別の温存を行って来たのではないかという指摘や、宗教者は今こそ開祖、宗祖の精神に立ち返り、その具現化を図ることが大切であるという示唆を

いただいた。

短時間であったが、特に初めて参加した人々には、厳しい差別の実態を直接うかがうことができて、大変意味深い懇談会となった。翌日は再び分科会が行われ、そののち全体会となった。

全体会では、各分科会の代表者から、三分程度の発表が行われた。ここでは、今、現実には差別に苦しんでいる人々の問題を、自分自身の問題として受け止め、取り組むことが必要であること。人の痛みを自分の痛みとして感じ取る気持ちが必要であることなどが、発表者それぞれのことばで語られた。

また今回の研修会を契機に、参加者一人一人が自覚を持って差別を行わない人間となるべく努めること、そしてその歩みこそが宗教教団全体の差別体質の解消へとつながっていくことが、参加者全員によって確認されて閉会となった。

今回初めてこうした研修会に参加させていただいた。一泊二日という短い日程だったが、部落差別に関する基本的な知識や宗教者と部落差別について、初心者にも大変わかりやすく学べるカリキュラムが組まれたことに感銘を受けた。宗教者として差別撤廃に向けて、基本的な知識と姿勢を身につけることのできる、有意義な研修会であった。

負担金検討委員会

去る七月四日午後二時から、明照会館会議室において、第一回負担金検討委員会が開催された。最初に正副委員長の選出が行われ、委員長に近藤正也師（浄土宗）、副委員長に山田俊和師（天台宗）を選出した。次に来年度に向けての加盟団体の負担金に

税務委員会

関して、各委員より活発に意見が交換された。第一回税務委員会が、去る八月五日午後二時から、明照会館会議室で開催された。最初に、正副委員長の選出が行われ、委員長に星光諭師（日蓮宗）、副委員長に斎藤隆法師（神奈川県仏教会）が選ばれた。

要 望 書

平成9年度税制改正の審議にあたり、本会は下記の点を強く要望致します。

【要望事項】

- (1) 収益事業を営まない公益法人等の収支計算書提出制度の廃止
- (2) 公益法人等の預貯金等より生ずる果実に対する非課税制度の堅持
- (3) 公益法人等の営む収益事業の範囲の不拡大
- (4) 公益法人等の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ及び損金算入限度額の引き上げ

【理由】

宗教法人が、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いを旨として存在する以上、当然の帰結でございます。また、宗教法人法第6条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、本来、営利を目的としたものでなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものがございます。

もとより、国家財政に協力することは宗教法人として当然のことでございますが、しかし、「税制改正」の名のもとに無原則に宗教法人に対する課税強化がはかられるとするならば、宗教活動を縮小させ、宗教のみならず精神文化の高揚に著しい支障をきたすとともに、ひいては憲法に保証されている「信教の自由」「政教分離」の原則さえ脅かしかねないと懸念するものであり、このような税制改正は、宗教者として絶対に容認できるものではございません。

殊に、今年度の税制改正において、何ら意見聴取も議論もなされないまま収益事業を営まない非課税である宗教法人についても所轄税務署へ収支計算書提出を義務化させるという制度の導入が決定されましたことは、宗教活動に対する権力の介入を許すことに繋がりかねないものと憂慮の念を禁じ得ません。なお、収益事業を営まない宗教法人は法人税を納める義務はなく、所轄税務署にとっても収支計算書は不必要なものと思料致します。

つきましては、平成9年度の税制改正にあたり、宗教法人法第84条にも示されておりますとおり、宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますよう切に要望申し上げます次第でございます。

つづいて、理事長の諮問に基づき、議事が進められ、別記の平成九年度税制改正に関する「要望書」を与党三党へ提出することが決定された。さらに、最近各地の税務署で実施されている税務調査に関して、意見交換が行われた。

≡≡≡ 事務局録事 ≡≡≡

八月一日

一日 局内会議

日宗連宗教調査特別委員会出席

四日 比叡山宗教サミット九周年出席

五日 税務委員会

五日、六日 部落解放基礎講座出席

二十日 局内会議

二十二日 法律相談室

二十三日、二十六日 WFB執行委員会出席

二十六日 同和委員会

二十六、二十九日 LDTとの協議

哀 悼

御牧日勤師

六月十七日、八十一歳で遷化

本門佛立宗第二十一世講有

榎場弘映師（元全仏評議員）

七月二十九日、七十三歳で遷化

和宗総本山四天王寺第四百四世管長